

## 「群馬県おっきりこみプロジェクト」ロゴマーク取扱要領

### （目的）

第1条 この要領は、群馬県以外の者が、「群馬県おっきりこみプロジェクト」ロゴマーク（以下「ロゴ」という。）を使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

### （ロゴに関する権限）

第2条 ロゴに関する一切の権限は、群馬県に属する。

### （使用の承認）

第3条 ロゴを使用しようとする者は、あらかじめ群馬県知事（以下「知事」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 市町村等公共団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) その他使用承認の手続きを必要としないと知事が認めた場合

### （使用申請）

第4条 前条の承認を受けようとする者は、ロゴ使用承認申請書（様式1）に次の各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、知事が認める団体等が申請する場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) ロゴの使用内容がわかる企画書等
- (3) その他知事が必要と認める書類

### （資格要件）

第5条 前条に基づく使用申請をしようとする者は、役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

### （使用承認の基準）

第6条 知事は、第4条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該使用がおっきりこみの普及啓発につながると認めるときには、使用を承認するものとする。

- 2 ロゴの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事はこれを承認しないものとする。
- (1) 群馬県の信用又は品位を害するものと認められる場合
  - (2) 消費者の利益を害するものと認められる場合
  - (3) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
  - (4) 公序良俗に反するものと認められる場合
  - (5) 暴力団員等であることが判明した場合
  - (6) その他承認することを知事が不相当と認めた場合

(使用承認の条件)

第7条 知事は、使用承認のために必要があると認める場合には、ロゴの使用方法その他について、条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴを使用する者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された項目のみに使用すること。
- (2) 別に定める「群馬県おつきりこみプロジェクトロゴマーク」に従って正しく使用すること。
- (3) ロゴの一部のみを使用したり、又は変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、知事が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (4) 当該使用に係る物件の画像等を、速やかに知事に提出すること。

(承認内容の変更等)

第9条 使用者が、使用承認の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更申請書(様式2)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときには、変更を承認するものとする。

(承認の取消し等)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取消し、使用者に対し、使用物件の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 使用者が、この要領に違反した場合
- (2) 使用者が、使用承認に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他ロゴの使用継続が不相当であると認められた場合

2 知事は、使用者に、ロゴの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(経費等の負担)

第11条 群馬県は、本要領によりロゴ使用の承認を行った事業に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第12条 群馬県は、ロゴ使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第13条 本要領に定めるもののほか、ロゴ使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年7月17日から施行する。

## 群馬県おっきりこみプロジェクトロゴマーク

①ロゴA《使用例:シール、ステッカー等》



②ロゴB《使用例:のぼり旗、シール、ステッカー等》

